

平成27年第2回霧島市農業委員会総会

開催日 平成27年 2月20日(金)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 5番委員、 6番委員、 8番委員、 9番委員、
10番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、 16番委員、 17番委員、
18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、 23番委員、 24番委員、
25番委員、 26番委員、 28番委員、 29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、
33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	高田 孝志	農地グループ長	堀ノ内 敬久
	振興グループ長	蔵元 裕治	主査	宮原 博和
	主査	原田 聡	主査	若林 優
	主任主事	中吉 哲平	主任主事	有村 大
	主任主事	深瀬 和香子	主査	蔵元 賢一
	主任主事	砂田 洋一	主幹	本重 洋一

総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について

「開会 午後 14時50分」

○高田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は4番委員、7番委員と27番委員が欠席のため、33名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。5番委員、6番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○高田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[7件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく利用権解約賃借権通知報告28件、使用貸貸権通知報告が8件、提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件なされたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。国分の1番、17番委員。

○17番委員

1号1番を報告します。

申請地は国分駅の西に位置しており、現況は畑として利用している。申請地の北は宅地、南は畑、東は鉄道、西は道路と水路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を1mし、周囲は土羽とするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、22番委員。

○22番委員

1号2番を報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は田、東は水路、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は1.2mから1.4m盛土をするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転4件、利用権設定の賃貸権60件、使用貸借権11件の計75件が提出されていますので、当委員会の意見決定について審議を求めます。ただし、利用権設定のうち48件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、利用権設定の新規23件について調査担当委員の意見報告を求めます。では、所有権移転の国分の1番と2番、9番委員。

○9 番委員

2号、所有権移転の1番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で4筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年1月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在55,652㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。本件は1月のあっせん分です。以上です。

2号2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人の破産管財人***弁護士と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年1月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在14,461㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、35番委員。

○35番委員

2号3番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年1月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在42,570㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に掲載されており、その経営面積もあっせん基準の70aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。なお、本件は1月のあっせん売渡希望地です。以上です。

○議長（会長）

4番、31番委員。

○31番委員

2号4番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で2筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成27年1月某日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法の所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在26,395㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがない。あつせん譲受人候補者名簿の溝辺地区**番に掲載されており、その経営面積もあつせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の国分の1番、25番委員。

○25番委員

2号1番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,947㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番から4番、1番委員。

○1番委員

2号2番から4番を報告します。

借人が同人である為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、32番委員。

○32番委員

2号13番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,165㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番と22番、8番委員。

○8番委員

2号14番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,650㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は耕運機はあるが、無いものについては友人から借りるとの事です。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号22番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5,399㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番と26番、29番から31番、2番委員。

○2番委員

2号24番を報告します。

借人は、現在、24,363㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号26番を報告します。

借人は、現在、33,960㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号29番から31番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、現在、61,213㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

40番、3番委員。

○3番委員

2号40番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、38,933㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

41番、6番委員。

○6番委員

2号41番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,915㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

49番から51番、7番委員に代わり16番委員。

○16番委員

2号49番から51番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、21,976㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

52番、3番委員。

○3番委員

2号52番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、38,933㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

55番、17番委員。

○17番委員

2号55番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,899㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

61番、1番委員。

○1番委員

2号61番を報告します。

借人は、現在、34,650㎡のすべてについて耕作している。農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。また、農業生産法人以外の法人であるが、一般法人として農地を利用できる法人の要件を満たしている。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

62番、19番委員。

○19番委員

2号62番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,465㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

64番、37番委員に代わり33番委員。

○33番委員

2号64番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,312㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

66番、34番委員。

○34番委員

2号66番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,303.97㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたしました。

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転11件と、利用権設定の貸借権3件、使用貸借権1件の計15件が提出されましたので、審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、29番委員。

○29委員

3号1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,384㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、4番委員に代わり35番委員。

○35番委員

3号2番を報告します。

申請地は石峯自治公民館の南東に位置しており、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は127,102㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号3番を報告します。

申請地は石峯自治公民館の南東に位置しており、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は64,252㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、2番委員。

○2番委員

3号4番を報告します。

申請地は柿ノ木集落センターの南西に位置しており、現況は畑である。申請地には***さんが平成28年10月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備して

いる。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,569㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画書によると、13年前から父親と共に水稻、野菜を栽培しているとのこと。以上です。

○議長（会長）

5番、36番委員。

○36番委員

3号5番を報告します。

申請地は中福良公民館の田は南、畑は北東に位置しており、現況は田と畑である。田の申請地には***さんが平成34年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,772㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番と7番、12番委員。

○12番委員

3号6番を報告します。

申請地は坂下公民館の北東に位置しており、現況は畑と茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は110,378㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号7番を報告します。

申請地は万膳1区公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,738㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を

生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、14番委員。

○14番委員

3号8番を報告します。

申請地は持松1区公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は30,976㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番から11番、1番委員。

○1番委員

3号9番から11番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は9番が大田小学校の東、10番が霧島観光案内所の西、11番が旧国分電機の北東に位置しており、現況はすべて田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。借人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は41,384㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上のものが農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番と13番、28番委員。

○28番委員

3号12番と13番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は小田西公民館の北西に位置しており、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,060㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、13番委員。

○13番委員

3号14番を報告します。

申請地は空港公園の西に位置しており、現況は茶畑である。申請地には***さんが平成35年5月までの使用収益権を設定している。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は181,842㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、5番委員。

○5番委員

3号15番を報告します。

申請地は比曾木野コミュニティセンターの南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,209㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。9番委員。

○9番委員

12番と13番で申請地の現況は不耕作となっておりますが、すぐに耕作できるような状態でしょうか。

○議長（会長）

28番委員。

○28番委員

はい。そのように確認しております。

○9番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに決定いたしました。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の6件と、農振編入の1件、用途変更の3件の計10件が出されましたので、審議をお願いします。この件について現地調査が行われておりますので調査担当委員の説明をお願いします。また、用途変更の福山の3番は、議事参与の関係で別途審議致します。農

振除外、国分の1番、1番委員。

○1番委員

4号、農振除外の1番を報告します。

申請地は春山公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は山林、南は道路、東は畑、西は畑である。除外目的は、太陽光発電設備を設置するものである。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当でない。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地でないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、36番委員。

○36番委員

4号2番を報告します。

申請地は上ノ原縄文の森の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は宅地、東は畑、西は雑種地である。除外目的は、一般住宅を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、28番委員。

○28番委員

4号3番を報告します。

申請地は小田東公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は田、南は道路、東は田、西は宅地である。除外目的は、建売住宅2棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当であるが、農用地の外周部に接続していないため、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響があると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

4号4番を報告します。

申請地は宮西公民館の南西に位置しており、現況は不耕作である。申請地の北は道路、南は不耕作、東は水路、西は不耕作である。除外目的は、建売住宅2棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地

の検討結果は妥当であるが、農用地の外周部に接続していないため、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響があると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、15番委員。

○15番委員

4号5番を報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は道路、東は水路、西は5条申請地である。除外目的は、建売住宅2棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、36番委員。

○36番委員

4号6番を報告します。

申請地は佳例川地区公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は道路、西は山林である。除外目的は、植林し山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振編入、隼人の1番、15番委員。

○15番委員

4号、農振編入の1番を報告します。

申請地は湯田公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は道路、東は宅地、

西は宅地である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申請地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、国分の1番、36番委員。

○36番委員

4号、用途変更の1番を報告します。

申請地は河内公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は畑、東は畑、西は山林である。用途区分変更目的は堆肥舎にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため。特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

4号2番を報告します。

申請地は笹峯公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は里道、東は里道、西は山林である。用途区分変更目的は鶏舎及び放鶏場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農振除外の国分の1番、隼人の3番と4番を除く農振除外の3件、農振編入の1件、用途変更の2件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農振除外の国分の1番、隼人の3番と4番を除く農振除外の3件、農振編入の1件、用途変更の2件は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

次に、用途変更の福山の3番と審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ [30番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。用途変更、福山の3番を36番委員。

○36番委員

4号3番を報告します。

申請地は比曾木野地区公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は畑、東は山林、西は道路である。用途区分変更目的は農業用資材置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている為、特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての用途変更の福山の3番は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての用途変更の福山の3番は許可という意見を市長に答申することに決定しました。

30番委員は着席してください。

○

〔30番委員入室〕

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が10件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、36番委員。

○36番委員

5号1番について報告します。

申請地は東国分保育園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は659㎡であり、太陽光パネル208枚の太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、35番委員。

○35番委員

5号2番を報告します。

申請地は溝辺家畜審査場の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成23年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はクヌギ400本を植林するものであり、植栽済み。計画面積は2,581㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は原野、西は道路、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、2番委員。

○2番委員

5号3番を報告します。

申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は駐車場である。なお、平成22年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場及び通路を建設するものであり、実現済み。計画面積は1,576㎡であり、また、隣接地の雑種地4,434㎡を一体利用するもので、全体計画面積は6,010㎡である。駐車台数200台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は雑種地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、7番委員に代わり16番委員。

○16番委員

5号4番を報告します。

申請地は安良小学校の東に位置し、現況は山林である。なお、平成24年1月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,462㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番から7番、36番委員。

○36番委員

5号5番を報告します。

申請地は龍馬公園の西に位置し、現況は栗が老木化していました。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6,458㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑と山林、西は畑と山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

5号6番を報告します。

申請地は龍馬公園の南西に位置し、現況は山林である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,189㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

5号7番を報告します。

申請地は龍馬公園の南に位置し、現況は畑と山林である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は5,654㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、14番委員。

○14番委員

5号8番を報告します。

申請地は牧園アリーナの南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,131㎡であり、申請地に杉400本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、21番委員。

○21番委員

5号9番を報告します。

申請地は持松4区公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,520㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は水路、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。

以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、5番委員。

○5番委員

5号10番を報告します。

申請地は比曾木野コミュニティセンターの南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6,308㎡であり、申請地に杉1,500本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。2番委員。

○2番委員

5, 6, 7番は不耕作により山林化しているとの事ですが、何か植える予定でしょうか。

○議長（会長）

36番委員。

○36番委員

5番はクヌギを既に240本植林済み、更に200本を植える予定です。6番は一部クヌギが植えてある状態なので、現状のままにするとの事です。7番はヒノキを22本、クヌギ135本を植えるとの事でした。

○議長（会長）

よろしいでしょうか。

○2番委員

はい。

○議長（会長）
他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、やむをえないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）
全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」は、許可するという事に決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

○議長（会長）
次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が18件出されましたが、国分の5番が取下げとなりましたので、残り17件の審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番、1番委員。

○1番委員

6号1番について報告します。

申請地は春山公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、1種農地と農用地区域内の農地に該当すると思われるが、不許可の例外に該当しない為、不許可と思われる。以上です。

○議長（会長）
2番と3番、3番委員。

○3番委員

6号2番について報告します。

申請地は弟子丸公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和63年8月、4条許可地です。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種

農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は348㎡であり、建売住宅に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号3番について報告します。

申請地は青葉クリニックの北西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は二世帯住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は456㎡であり、二世帯住宅を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は里道、西は道路、南は道路、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、28番委員。

○28番委員

6号4番について報告します。

申請地は名波公園の北に位置し、現況は雑種地である。なお、10年ほど前より、駐車場及び樹木置場として利用しているとの始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場及び貸樹木置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は359㎡であり、貸駐車場及び貸樹木置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、29番委員。

○29番委員

6号6番について報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人

なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,060㎡であり、車28台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は道路、北は駐車場である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、32番委員。

○32番委員

6号7番について報告します。

申請地は札建公園の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は410㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は宅地と水路、北は道路と水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、3番委員。

○3番委員

6号8番について報告します。

申請地は桑坂農村公園の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は433㎡であり、太陽光パネル120枚、総出力24kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号9番について報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性

も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 323㎡であり、共同住宅を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番と11番、1番委員。

○1番委員

6号10番について報告します。

申請地は霧島多目的集会センターの東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 869㎡であり、大型バス4台、普通自動車14台の貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号11番について報告します。

申請地は湯之宮自治公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年12月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1, 150㎡であり、また、隣接地の山林・原野6, 603㎡を一体利用するもので、全体計画面積は7, 753㎡である。太陽光パネル1, 680枚、総出力420kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は申請地の残地、北は一体利用地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、34番委員。

○34番委員

6号12番について報告します。

申請地は里公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は877㎡であり、申請地に杉1

85本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は田、西は不耕作地及び山林、南は不耕作地、北は市道のり面である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13と14番、28番委員。

○28番委員

6号13番について報告します。

申請地は松山公民館の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年8月頃より、資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は273㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号14番について報告します。

申請地はひまわり1号公園の北東に位置し、現況は田と不耕作地である。農地区分は、1種農地の収用法対象事業に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は介護施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,389.95㎡であり、介護施設を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は宅地と田、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番から17番、15番委員。

○15番委員

6号15番について報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は608㎡であり、建売住宅2棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、

転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号16番について報告します。

申請地は三田坪公園の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅8棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,661㎡であり、建売住宅8棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は5条申請地、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

6号17番について報告します。

申請地は三田坪公園の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は272㎡であり、貸家1棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は5条申請地、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、2番委員。

○2番委員

6号18番について報告します。

申請地は迫間公民館の南に位置し、現況は茶工場である。なお、平成26年12月頃、着工してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は茶工場の増設であり、工事は完了している。計画面積は375㎡であり、また、隣接地の宅地848.97㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,223.97㎡である。茶工場を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむをえないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の1番を除き、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」については、国分の1番を除き、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望2件、借付希望5件、借受希望1件の計8件がなされましたが、貸付の国分の2番が取下げとなりましたので、残り7件について審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、国分の1番、17番委員。

○17番委員

7号1番を報告します。

農用地区域内の真ん中にあり、田に入る農道は交通量の多い所ですが、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、国分の3番、25番委員。

○25番委員

7号3番を報告します。

場所は10号線より南にあり、希望者は限られてくると思いますが、ほ場は昨年まで水稻が植えつけてあり、1筆としての3,000㎡は耕作者にとって魅力的と思われるので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、国分の4番、32番委員。

○32番委員

7号4番を報告します。

あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、溝辺の5番から8番、35番委員。

○35番委員

7号5番から8番を報告します。

5, 6, 7番は道路を挟んで集約されており、基盤整理もされ、水もあります。高土手ではありますが、あっせんを受けたいと思います。8番は日当たりも良く、横に水路があり、道路もあります。いい場所ですのであっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の1番、6番委員。

○6番委員

7号、借受希望の1番を報告します。

希望地とは違いますが、今回の貸付希望の案件も視野に、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま担当委員の報告が終わりました。あっせんを受けるということですが、これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申し出について」は、売渡希望2件、借付希望4件、借受希望1件の計7件のあっせんを行なうことに賛成の方は挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号は、売渡希望2件、借付希望4件、借受希望1件の計7件のあつせんを行うことに決定いたしました。それでは、あつせん委員を指名いたします。売渡希望、国分の1番を17番委員と25番委員に、借付希望、国分の3番を25番委員と17番委員に、売渡希望、国分の4番を32番委員と25番委員に、借付希望、溝辺の5番から7番を35番委員と2番委員と6番委員に、溝辺の8番を35番委員と2番委員に、借受希望、溝辺の1番を6番委員と2番委員と35番委員に、以上の通りあつせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあつせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年2月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありますか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第2回定例農業委員会を閉会いたします。

○高田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 16時30分」

番

番

番